

会計検査院による政府開発援助の検査結果

会計検査では、次のとおり、毎年度 7 か国から 13 か国までの 70 件から 115 件程度の事業（プロジェクト）（円借款、無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力案件）を検査対象とし、「援助の効果が十分に発現していない」事業として、各年度 4 件から 5 件までを指摘

「会計検査院の検査結果(平成 8～14年度)」

会計検査院では、いわゆる「マルコス疑惑」を機に昭和62年度から、政府開発援助の検査を開始

最近の政府開発援助に係る検査の実施状況をみると、毎年度 7 か国から 13 か国まで（年々増加傾向）の事業（プロジェクト）（円借款、無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力案件）について 70 件から 115 件程度を検査対象とし、「援助の効果が十分に発現していない」事業として、毎年 4 件から 5 件までを指摘

会計検査院の政府開発援助に係る検査実施状況

（単位：か国、件）

年 度	平成 8	9	10	11	12	13	14
検査対象国数	7	7	8	8	10	13	12
検査対象事業（プロジェクト）数	73	96	101	89	81	113	114
うち、効果不十分	4	5	4	4	4	5	5

（注）1 会計検査院の資料に基づき当省が作成した。

2 平成14年度の指摘については、個別案件 5 件のほか、債務救済無償資金協力について 19 か国、既往の検査による指摘事項の未改善 8 事業等がある。

最近の検査結果において「援助の効果が十分に発現していない」事業とされている例は、次のとおり

【例】

（平成13年度決算検査報告）

- ・ 施設前面の河床の浸食などのため、無償資金協力事業によって建設された漁船の修理施設の活用が不十分なもの
- ・ 無償資金協力事業で供与された井戸掘削機等が、地方政府に対する村落給水事業の移管後も、旧事業実施機関により保管されたままとなっていたため、資機材の活用が不十分なもの
- ・ 円借款対象の重油脱硫プラントが相手国政府の政策変更等の理由により計画時の供給先が変更されたなどのため、処理実績が処理能力を下回り、十分に稼働していないもの
- ・ 食糧増産援助により被援助国が調達した農薬等が、計画どおり売却できなため、被援助国が社会経済開発のために使用することとなっている売却代金の積立てが不十分なもの

（平成14年度決算検査報告）

- ・ 交換部品がなかったり、現地業者にこれら機材を修理する能力が不足していたり、機材を扱う同病院において医療スタッフに技術的な知識が不足していたりするなどのため、無償資金協力事業によって整備された医療機材の一部の活用が不十分なもの

- ・ プロジェクト方式技術協力による産業廃棄物の焼却研究が、技術協力終了後のプラントの廃止により、継続して行われていなかったり、ガスクロマトグラフ質量分析装置が全く使用されず、ダイオキシン質量の測定技術の移転が十分になされていなかったりして、その目的を十分達成していないもの
- ・ 草の根無償資金協力によって購入された機材等が、その所在が分からず、又は目的に沿って有効に活用されていないままとなっているもの